

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和7年04月01日	令和7年度材料単価特別調査業務委託	5,885,000		8,310,500	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人建設物価調査会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和7年04月01日	令和7年度京都市土木積算システム保守管理業務委託	33,110,000		35,160,400	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人日本建設情報総合センター	政令第11条第1項第2号	物品			
003	令和6年01月17日	今熊野橋補修（その3）工事	151,800,000	①163,823,000	169,144,800	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	大鉄工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
004	令和7年09月22日	今熊野橋補修（その5）工事	128,370,000		130,720,700	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	大鉄工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
005	令和7年03月21日	大石道路路線橋撤去に伴う道路改築工事	82,500,000	①86,287,300	87,806,400	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	名工建設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
006	令和7年12月03日	上花山路線橋補修設計業務委託	12,100,000		12,100,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
007	令和7年10月16日	三条大橋補修設計再検討業務委託	7,447,000		9,427,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	内外エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
008	令和6年12月02日	西羽東師排水機場維持補修（2・3号サージタンクゲート整備）工事	63,030,000		63,290,700	建設局土木管理部河川整備課	株式会社日立プラントサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
009	令和7年02月04日	三橋排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事	277,970,000		308,749,100	建設局土木管理部河川整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
010	令和7年06月04日	西羽東師排水機場維持補修（ジブクレーン整備）工事	55,550,000		55,971,300	建設局土木管理部河川整備課	株式会社日立プラントサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
011	令和7年12月11日	洛南排水機場4号エンジン整備業務委託	6,600,000		6,600,000	建設局土木管理部河川整備課	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和8年02月19日	新川排水機場維持補修（南棟動力主幹盤更新）工事	5,350,400		5,350,400	建設局土木管理部河川整備課	鳥羽電設有限公司	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
013	令和8年02月20日	新美豆排水機場維持補修（3号エンジン更新ほか）工事	309,100,000		309,100,000	建設局土木管理部河川整備課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
014	令和7年11月26日	京都市道路占用物件帳票管理システムの開発に関する業務委託	25,477,100		25,477,100	建設局土木管理部道路河川管理課	株式会社ビーバルシード	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和6年09月25日	3・3・184鴨川東岸線（第3工区）JR西日本橋脚概略設計他業務委託	59,400,000		64,600,800	建設局道路建設部道路建設課	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
016	令和7年04月22日	向日町上鳥羽線埋蔵文化財発掘調査（その2）業務委託	69,707,000		66,220,000	建設局道路建設部道路建設課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和7年04月22日	向日町上鳥羽線他分筆登記等業務委託	6,326,100		3,711,400	建設局道路建設部道路建設課	公益社団法人京都公共嘱託登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和7年11月18日	3・3・5中山石見線橋梁設計業務委託	8,580,000		8,580,000	建設局道路建設部道路建設課	株式会社東京建設コンサルタント	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
019	令和8年02月27日	一般国道162号（川東第2工区）安全対策工事（公共関連）	36,403,400		36,403,400	建設局道路建設部道路建設課	株式会社笹原建設	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
020	令和8年02月27日	向日町上鳥羽線他引込管路新設（その1）工事委託	7,543,800		7,543,800	建設局道路建設部道路建設課	NTTインフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
021	令和6年09月18日	令和6年度河原町通電線共同溝新設工事委託	34,653,300		41,629,500	建設局道路建設部道路環境整備課	NTTインフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
022	令和6年11月06日	後院通引込管路等（その1）工事委託（2工区）	20,790,000		20,666,800	建設局道路建設部道路環境整備課	NTTインフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
023	令和6年10月16日	八坂通電線共同溝予備設計等業務委託	29,074,100		33,082,500	建設局道路建設部道路環境整備課	NTTインフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
024	令和7年11月14日	後院通引込管路等（その１）工事委託（３工区）	19,992,500		19,992,500	建設局道路建設部道路環境整備課	NTTインフラネット株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
025	令和8年02月12日	千本通他電線共同溝引継図書作成業務委託	9,714,100		9,714,100	建設局道路建設部道路環境整備課	NTTインフラネット株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第７号	工事			
026	令和7年10月30日	京都市山科駅自転車等駐車場 排水溝溝蓋更新整備業務委託	826,815		826,815	建設局都市整備部市街地整備課	株式会社田村建設	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号	物品			
027	令和7年04月01日	伏見西部第五地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託（その４）	48,697,000		43,483,000	建設局都市整備部南部区画整理事務所	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
028	令和7年08月18日	違法放置等物件解消作業業務委託（その２）	9,462,750		8,774,150	建設局都市整備部南部区画整理事務所	忠英道路株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品	過去に有	無	
029	令和7年12月02日	伏見西部第四地区 事業計画変更等業務委託	19,800,000		19,800,000	建設局都市整備部南部区画整理事務所	株式会社サンワコン 関西支店	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品	有	有	2名
030	令和7年08月12日	緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その１）	4,899,400		4,899,400	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体 代表者 日新建工株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号	工事			
031	令和7年08月12日	緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その２）	4,540,800		4,540,800	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体 代表者 日新建工株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号	工事			
032	令和7年11月27日	除雪作業委託（一般市道中川５９号線他）	予定総額 8,580,000		8,580,000	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	株式会社清瀬産業	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
033	令和7年11月27日	除雪作業委託（主要府道西陣杉坂線他）	予定総額 2,035,000		2,035,000	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	株式会社雄建	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
034	令和7年11月27日	道路凍結防止剤散布業務委託（一般国道１６２号）	予定総額 9,867,000		9,867,000	建設局土木管理部北部土木みどり事務所	株式会社清瀬産業	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
035	令和7年11月28日	道路凍結防止剤散布業務委託	予定総額 11,715,550		11,715,550	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	中辻造園土木工業株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
036	令和7年11月28日	道路除雪作業業務委託	予定総額 26,581,720		26,581,720	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	中辻造園土木工業株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
037	令和7年11月28日	道路凍結防止剤散布業務委託	予定総額 15,582,490		15,582,490	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	株式会社植田建設工業	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
038	令和7年11月28日	道路除雪作業業務委託	予定総額 7,522,900		7,522,900	建設局土木管理部左京土木みどり事務所	株式会社植田建設工業	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
039	令和7年10月29日	緊急工事（東部土木みどり事務所管内）（九条跨線橋）	4,235,000		4,235,000	建設局東部土木みどり事務所	吉川・塚本地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号	工事			
040	令和7年11月21日	トンネル交通規制業務委託（高速道路1号線）	8,690,000		8,690,000	建設局土木管理部南部土木みどり事務所	アイテック株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号	物品			
041	令和7年11月28日	(単価契約)道路凍結防止剤散布業務委託(西部土木みどり事務所)	予定総額 11,119,790		11,119,790	西部土木みどり事務所	公成・吉田地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
042	令和8年02月03日	緊急工事（西部土木みどり事務所管内）（その１３）	4,983,000		4,983,000	西部土木みどり事務所	公成・吉田地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号	工事			
043	令和7年11月28日	道路除雪業務委託（京北地域他）	予定総額 26,227,630		26,227,630	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	京北町建設業協同組合	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
044	令和7年11月28日	道路除雪業務委託（広河原地域）	予定総額 15,805,900		15,805,900	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	株式会社古原建設	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
045	令和7年11月28日	道路除雪業務委託（久多地域）	予定総額 8,683,510		8,683,510	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	株式会社堂森組	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			
046	令和7年11月28日	道路除雪業務委託（花脊北部地域）	予定総額 8,052,770		8,052,770	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	株式会社花脊森口建設	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	工事			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
047	令和7年11月28日	道路除雪業務委託（花脊南部地域）	予定総額 4,891,700		4,891,700	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	藤井建設	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
048	令和7年11月28日	道路除雪業務委託（花脊峠地域）	予定総額 4,307,710		4,307,710	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	藤井産業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
049	令和7年11月28日	道路除雪業務委託（京北自治振興会）	予定総額 19,127,350		19,127,350	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	京北自治振興会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
050	令和7年11月28日	道路凍結防止剤散布業務委託（京北地域他）	予定総額 18,520,810		18,520,810	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	京北町建設業協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
051	令和8年01月27日	緊急工事（京北・左京山間部土木みどり事務所管内） 準用河川 鰐谷川（07-002）	2,981,000		2,981,000	建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所	京北・金山地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
052	令和8年01月26日	緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その12）	3,517,800		3,517,800	建設局西京土木みどり事務所	豊川・光竜地域維持型建設共同企業体 豊川工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
053	令和7年05月16日	道路環境維持作業（堤防除草） 近畿地方整備局淀川河川事務所 伏見出張所管内（その1）	20,350,000		20,196,000	伏見土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
054	令和7年05月16日	道路環境維持作業（堤防除草） 近畿地方整備局淀川河川事務所 伏見出張所管内（その2）	2,970,000		2,949,100	伏見土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
055	令和7年05月07日	道路環境維持作業（堤防除草） 近畿地方整備局淀川河川事務所 桂川出張所管内	6,894,800		6,957,500	伏見土木みどり事務所	西山グリーン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事			
056	令和8年02月02日	令和7年度 油小路共同溝維持管理業務委託	13,310,000		13,310,000	伏見土木みどり事務所	ホーチキ株式会社 関西支店 京都支社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度材料単価特別調査業務委託
- 2 担当所属名
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更後) 令和8年3月11日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田1丁目8番17号
一般財団法人建設物価調査会 大阪事務所
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 5,885,000円
(変更後) 8,310,500円
- 7 契約内容
京都市土木積算システムにおいて使用する本市独自の土木資材(京都市型L型街渠ブロック等)及び、「特別調査の必要がある資材(※)」について、実勢価格を調査し、設計材料単価を決定する。
(※) 物価資料等に掲載されていない資材で、調達価格(材料価格×使用数量)が1,000万円以上又は1資材の単価が100万円以上の資材
- 8 変更理由
当初契約における調査対象資材の数量及び規格等を変更したことに伴い、契約金額に変更が生じたため
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市土木積算システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更後) 令和8年3月2日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区赤坂5丁目2番20号
一般財団法人日本建設情報総合センター
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 33,110,000円
(変更後) 35,160,400円
- 7 契約内容
本業務は、京都市土木積算システム(以下「積算システム」という。)の保守、管理及び障害発生時の早期対応等、積算システムを正常に機能させることを目的とする一連の業務である。
- 8 変更理由
基準年度をまたがる設計書に対する制限機能の撤廃等を変更したことに伴い、契約金額に変更が生じたため
- 9 根拠法令
☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
今熊野橋補修（その３）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日
（当初）令和６年１月１７日
（変更①）令和７年３月５日
（変更後）令和８年２月６日
- 4 履行期間
令和６年１月１８日から令和８年３月１３日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区油小路通塩小路下ル東油小路町５３３－６
大鉄工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）１５１，８００，０００円
（変更①）１６３，８２３，０００円
（変更後）１６９，１４４，８００円
- 7 契約内容
今熊野橋の架替工事における床版や高欄等のコンクリート工や路面工、交通管理工等を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
床版上の滞水を防ぎ、円滑な排水を行うため、橋面導水パイプ及び水抜きパイプの設置を追加した。
工事区間は通学路であるため、仮歩道期間中の通学時間帯において学童誘導を行っており、人員配置について関係機関と調整を行った結果、数量に変更が生じた。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本工事の交通管理工は、JR委託工事施工中の交通規制や交通誘導員の配置を含んでいる。JR委託工事は線路内の作業が多く、列車運行状況に応じて当日に施工時間が変動するため、柔軟に交通規制の変更や交通誘導員の配置を行う必要があり、JR委託工事と密接に連携し、一貫した交通管理を行う必要がある。

床版や高欄等のコンクリート工は、橋りょうを3分割して架替を進めるため、既設部と新設部の接合部においては線路上空が開口されている状態となることから、鉄道運行への影響を考慮し、線路上空での安全対策を行う必要がある。そのため、精緻な施工計画の立案や施工管理が求められ、鉄道近接工事に関する技術を有していなければならない。

また、新設上部工形式は合成床版橋であり、上部工を構成する床版や高欄とJR委託工事で設置する桁は密接不可分な構造となっていることや次のステップで施工する桁や床版と問題なく接合する必要があるため、一体的かつ精緻な施工管理を行う必要がある。

さらに、他の事業者が本工事を実施し、JR委託工事施工中の交通規制や上部工に不具合が発生した場合、JR委託工事の施工業者と責任区分の範囲が不明確になるとともに迅速な対応が困難となる。

以上により、本工事を適正に履行できるのはJR委託工事の請負業者である大鉄工業株式会社のみであるため、同社と随意契約を行う。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
今熊野橋補修（その５）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日
（当 初）令和７年９月２２日
（変更後）令和８年２月１３日
- 4 履行期間
令和７年９月２３日から令和９年１２月２４日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区油小路通塩小路下ル東油小路町５３３－６
大鉄工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）１２８，３７０，０００円
（変更後）１３０，７２０，７００円
- 7 契約内容
今熊野橋の架け替え工事における床版工や舗装工、交通管理工等を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - ・仮設材等の切替日が確定したため。
 - ・交通管理工について、規制切替に伴い関係機関と協議調整を行い、仮歩道に配置していた通学時の学童誘導の交通誘導警備員が不要となったため。
 - ・部分引き渡しに係る現場精査の結果、設計数量に変更が生じたため。
- 9 根拠法令
 - ☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
 - ☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
 - ☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本工事の交通管理工は、JR委託工事施工中の交通規制や交通誘導員の配置を含んでいる。JR委託工事は線路内の作業が多く、列車運行状況に応じて当日に施工時間が変動するため、柔軟に交通規制の変更や交通誘導員の配置を行う必要があり、JR委託工事と密接に連携し、一貫した交通管理を行う必要がある。

床版のコンクリート工は、橋りょうを3分割して架替えを進めるため、既設部と新設部の接合部においては線路上空が開口されている状態となることから、鉄道運行への影響を考慮し、線路上空での安全対策を行う必要がある。そのため、精緻な施工計画の立案や施工管理が求められ、鉄道近接工事に関する技術を有していなければならない。

また、新設上部工形式は合成床版橋であり、上部工を構成する床版とJR委託工事で設置する桁は密接不可分な構造となっていることや次のステップで施工する桁や床版と問題なく接合する必要があるため、一体的かつ精緻な施工管理を行う必要がある。

さらに、他の事業者が本工事を実施し、JR委託工事施工中の交通規制や上部工に不具合が発生した場合、JR委託工事の施工業者と責任区分の範囲が不明確になるとともに迅速な対応が困難となる。

以上により、本工事を適正に履行できるのはJR委託工事の請負業者である大鉄工業株式会社のみであるため、同社と随意契約を行う。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大石道跨線橋撤去に伴う道路改築工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年3月21日
(変更①) 令和7年6月30日
(変更後) 令和7年10月16日
- 4 履行期間
令和7年3月22日から令和9年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原4丁目1番6号
名工建設株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 82,500,000円
(変更①) 86,287,300円
(変更後) 87,806,400円
- 7 契約内容
大石道跨線橋撤去に伴い、道路施設の復旧及び安全対策を行うもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
公共工事設計労務単価の適用に伴う特例措置により変更を行うもの。また、請負業者と工程調整を行った結果、年割額の変更が生じた。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
J R 東海と綿密な調整を行ったうえで、交通誘導警備員の配置を計画することや一貫した施工が求められることなどから、本工事とJ R 東海委託工事は、密接不可分の関係であり、その適正な履行を確保できるのは、J R 東海委託工事の受注者である名工建設株式会社のみであるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
上花山跨線橋補修設計業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日
令和7年12月3日
- 4 履行期間
令和7年12月4日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,100,000円
- 7 契約内容
東海道新幹線軌道敷内上空に架橋している上花山跨線橋について、橋りょう補修設計を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
橋りょう補修設計業務の実施範囲について、新幹線線路内における作業となるため、東海旅客鉄道(株)と事前調整を行った結果、新幹線線路内における橋りょう本体の補修設計業務については、線路内の安全確保及びセキュリティ確保のため、「新幹線工事等保安関係標準示方書」に基づく工事従事員資格を有し、新幹線の運行保安及び施設管理に精通しているジェイアール東海コンサルタンツ株式会社により設計業務を実施することとなった。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

三条大橋補修設計再検討業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部橋りょう健全推進課

3 契約締結日

(当初) 令和7年10月16日

(変更後) 令和8年3月31日

4 履行期間

(当初) 令和7年10月17日から令和8年3月31日

(変更後) 令和7年10月17日から令和8年5月29日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区久世中久世町1丁目141番地

内外エンジニアリング株式会社

6 契約金額(税込み)

(当初) 7,447,000円

(変更後) 9,427,000円

7 契約内容

三条大橋の下部工耐震補強工事に係る計画について、鴨川の管理部署である京都府京都土木事務所と協議した結果、石柱部の補強工法及び河川内仮締切方法について再検討を行うこととなり、必要となる設計業務を委託するもの。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

再検討に当たり、令和4年度業務委託を受託した内外エンジニアリング株式会社においては、石柱の特性を踏まえた橋全体の耐震設計を実施するとともに、当該断面の水位算出を踏まえた施工計画を検討するなど、現地踏査や過年度検討資料の前提条件や設計検討過程を十分に把握していることから、変更後の前提条件における検討も十分な理解の下、容易に検討を進めることが可能である。

また、令和4年度業務委託において、学識者や河川管理者との協議調整を重ねながら検討を進めてきており、これまでの協議経過やその内容や両者の意向も十分かつ容易に把握することが可能である。

このため、内外エンジニアリング株式会社は、新たな契約においても、他者と比較して過年度の検討データ及び知見の活用が可能であり、更に、現地状況や設計条件等を熟知していることから、著しく有利な価格で契約できる。

また本委託において、京都府との協議の結果、橋脚耐震補強時の河積阻害範囲を少なくするため、本委託においてライナープレートを用いた河川内の仮締切設計を追加する必要が生じ、それに伴い

履行期間を2か月延期した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西羽東師排水機場維持補修（２・３号サージタンクゲート整備）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
（当 初）令和６年１２月２日
（変更後）令和７年１２月２５日
- 4 履行期間
令和６年１２月３日から令和８年３月１３日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市中央区本町一丁目８番１２号
株式会社日立プラントサービス
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）６３,０３０,０００円
（変更後）６３,２９０,７００円
- 7 契約内容
２・３号サージタンクゲートの巻上機の整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更理由）現場閉所について、月単位の週休２日が達成されたため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
三栖排水機場維持補修（2号主ポンプほか更新）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
（当初）令和7年2月4日
（変更後）令和8年3月10日
- 4 履行期間
令和7年2月5日から令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）277,970,000円
（変更後）308,749,100円
- 7 契約内容
2号主ポンプ設備一式の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更理由）・1号主ポンプ機側操作盤等を追加したため。
・排気ダクト小径化、水路工、作業土木、交通誘導員を取りやめたため。
・インプレスライドの請求があったため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西羽東師排水機場維持補修（ジブクレーン整備）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
（当 初）令和7年6月4日
（変更後）令和8年3月16日
- 4 履行期間
令和7年6月5日から令和8年6月12日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市中央区本町一丁目8番12号
株式会社日立プラントサービス
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）55,550,000円
（変更後）55,971,300円
- 7 契約内容
除塵用ジブクレーンの分解整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（変更理由）・現場閉所について、月単位の週休2日が達成されたため。
・既存塗料の溶出試験を実施したため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
洛南排水機場 4 号エンジン整備業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和 7 年 1 2 月 1 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 1 2 月 1 2 日から令和 9 年 3 月 1 5 日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 3 番 3 0 号
ヤンマーエネルギーシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6, 6 0 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
4 号エンジンの分解整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
エンジン整備に当って適切に分解整備及び部品交換を行うには、製造者のみが有している使用部品の詳細な情報や独自の技術、蓄積されたデータが必要であるが、これらの情報は非公開であることから、エンジン製造者以外が整備を行うことができないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新川排水機場維持補修（南棟動力主幹盤更新）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和８年２月１９日
- 4 履行期間
令和８年２月２０日から令和９年３月１５日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条豊田町３６番地２
鳥羽電設有限会社
- 6 契約金額（税込み）
５,３５０,４００円
- 7 契約内容
南棟動力主幹盤の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
１回目の一般競争入札（公告日：令和７年１２月４日、開札日：令和７年１２月２４日）及び２回目の一般競争入札（公告日：令和８年１月２６日、開札日：令和８年２月６日）により締結する予定であったが、応札した４者が無効（最低制限価格を下回る入札）となり、入札不成立となった。
本工事は、令和８年度中に完成させる必要があり、改めて競争入札を実施した場合、適正工期を確保できないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
無効な入札を行った４者に対して見積合わせを行い、要件を満たす１者を選定した。

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 7年度

工 事 場 所 京都市南区久世上久世町 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 新川排水機場維持補修（南棟動力主幹盤更新）工事

工 期 契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで

事 業 課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

工 事 概 要

南棟動力主幹盤更新				式	1
南棟動力主幹盤更新	式	1			
既設機器等撤去	式	1			
試運転調整	式	1			

施 工 理 由

新川排水機場の南棟動力主幹盤は、設置後35年が経過し、老朽化が進んでいる。当該施設の更新を実施し、機能回復を図るものである。					
--	--	--	--	--	--

		設 計 額
工 事 費		5,676,000 円
内 訳	工 事 価 格	5,160,000 円
	消 費 税 相 当 額	516,000 円
支 給 品 費		0 円

積算内訳書（本01）

工事名	新川排水機場維持補修（南棟動力主幹盤更新）工事			事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
製作工		式	1	4,148,000	
揚排水ポンプ設備製作		式	1	4,148,000	
電源設備		式	1	4,148,000	受配電盤 屋内鋼板製閉鎖自立形、JEM規格1面
純製作費		式	1	4,148,000	
製作原価		式	1	4,148,000	
据付工		式	1	255,921	
機械設備輸送工		式	1	41,586	
輸送工		式	1	41,586	輸送 トラック（クレーン装置付き）2t級、吊り能力2.9t、運送距離3km、重量180kg1式
揚排水ポンプ設備据付		式	1	214,335	
揚排水ポンプ据付工		式	1	145,982	据付（南棟動力主幹盤）1式
コンクリート工		式	1	1,081	モルタル練 普通、全ての費用0.01m3 型枠 型枠の種類：一般型枠0.01m2
撤去工		式	1	67,272	撤去（南棟動力主幹盤）1式 スクラップ ヘビーH1-0.3t 金属くず運搬・積込・荷卸し0.3t 殻運搬0.01m3 殻種別：コンクリート殻（無筋） 殻処分0.01m3 殻種別：コンクリート殻（無筋） コンクリート構造物取壊し0.01m3 構造物区分：無筋構造物, 工法区分：人力施工

積算内訳書（本01）

工事名	新川排水機場維持補修（南棟動力主幹盤更新）工事			事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
直接工事費		式	1	255,921	
共通仮設		式	1	82,000	
共通仮設費（率計上）		式	1	82,000	
純工事費		式	1	337,921	
現場管理費		式	1	94,000	
据付工事原価		式	1	431,921	
設計技術費		式	1	205,000	
工事原価		式	1	4,784,921	
一般管理費等		式	1	375,079	
工事価格		式	1	5,160,000	
消費税額及び地方消費税額		式	1	516,000	
工事費計		式	1	5,676,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新美豆排水機場維持補修（3号エンジン更新ほか）工事
- 2 担当所属名
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日
令和8年2月20日
- 4 履行期間
令和8年2月21日から令和9年6月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
309,100,000円
- 7 契約内容
3号エンジン及び減速機の更新、及び3号主ポンプの分解整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
エンジン及び減速機は、河川排水ポンプと一体となった動力及び伝達装置である。このエンジン及び減速機は、河川排水ポンプの排水能力特性や始動トルク特性等の設計データに基づいた詳細な仕様設計を行ったうえで機器を製作する必要がある。
また、主ポンプ整備は既設ポンプに適合した新品の供給が必要となり、既設ポンプの設計データが必要となる。こうした設計データは特殊技術情報であるが、これら情報は非公開であることから、河川排水ポンプ製造者以外では機器設計及び製作ができないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 7年度

工 事 場 所 京都市伏見区淀美豆町1123番地

路線名又は河川名等

工 事 名 新美豆排水機場維持補修（3号エンジン更新ほか）工事

工 期 着手命令の日から令和 9年 6月15日まで

事 業 課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

工 事 概 要

3号主ポンプ分解整備及びエンジン・減速機・消音器の更新				式	1
エンジン更新	式	1	電気設備改修	式	1
減速機更新	式	1	既設機器撤去	式	1
主ポンプ整備	式	1	試験運転調整	式	1

施 工 理 由

新美豆排水機場の3号主ポンプ、駆動用ディーゼルエンジン及び減速機は設置後38年経過（昭和62年設置）しており、経年劣化が進んでいる。
本工事は、3号主ポンプ駆動用ディーゼルエンジン及び減速機の更新、3号主ポンプの工場整備を実施し機器機能の回復を図るものである。

		設 計 額
工 事 費		312,367,000 円
内 訳	工 事 価 格	283,970,000 円
	消 費 税 相 当 額	28,397,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	新美豆排水機場維持補修（3号エンジン更新ほか）工事			事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
製作工	式	1	194,662,261		
揚排水ポンプ設備製作	式	1	194,128,230		
材料費	式	1	32,892,300	材料費	1 式
主原動機	式	1	113,520,000	エンジン 金額（1/2） エンジン形式：ディーゼル, 出力(数値入力): 272kW, 回転数(数値入力): 1,500min -1 エンジン 金額（2/2） エンジン形式：ディーゼル, 出力(数値入力): 272kW, 回転数(数値入力): 1,500min -1	1 台 1 台
動力伝達装置	式	1	34,940,000	減速機 減速機本体形式: 直交軸傘, 伝達容量(数値入力): 272kW, 入力回転数(数値入力): 1,500min-1, 減速比(数値入力): 4.9, 主ポンプ口径: 1,200mm, 主ポンプ吐出量(数値入力): 177m3/min	1 台
電源設備	式	1	6,336,000	盤(各種) 形式: 各種, 形式(文字入力): 盤改造費	1 面
工場塗装工(機械)	式	1	769,930	工場塗装(接水部ポンプ) 工場塗装(露出部ポンプ)	1 式 1 式
直接経費	式	1	5,670,000	直接経費	1 式
鋼製付属設備	式	1	534,031		
付属設備	式	1	534,031	付属設備 配管ヒット蓋・排気管サポート	1 式
純製作費	式	1	194,662,261		
工場管理費	式	1	2,253,000		
製作原価	式	1	196,915,261		
据付工	式	1	28,082,129		

積算内訳書（本01）

工事名	新美豆排水機場維持補修（3号エンジン更新ほか）工事			事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
揚排水ポンプ設備輸送工	式	1	650,000		
輸送工	式	1	650,000	揚排水ポンプ設備輸送 ポンプ工場整備(現地→枚方)	1 式
				揚排水ポンプ設備輸送 ポンプ工場整備(枚方→現地)	1 式
				揚排水ポンプ設備輸送 エンジン・排気消音機・空気槽輸送	1 式
				揚排水ポンプ設備輸送 減速機輸送	1 式
揚排水ポンプ設備据付	式	1	27,291,029		
揚排水ポンプ据付工	式	1	16,627,217	据付(揚排水ポンプ) 主ポンプ形式:立軸斜流(二床),主ポンプ吐出量:150~200m3/min	1 式
				漏油対策工	1 式
				直接経費	1 式
				交通誘導警備員	1 式
コンクリート工	式	1	4,200,000	コンクリート工	1 式
撤去工	式	1	6,463,812	撤去(揚排水ポンプ) 殻処分 殻種別:コンクリート殻(無筋)	1 式 1.633 m3
				現場発生品運搬 発生材種類:コンクリート殻(無筋)	3.84 t
				殻処分 殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	2.445 m3
				現場発生品運搬 発生材種類:コンクリート殻(鉄筋)	6.11 t
				スクラップ	-12 t
				現場発生品運搬 発生材種類:スクラップ	12 t
				石綿処分	1 式
鋼製付属設備据付	式	1	141,100		
鋼製付属設備据付工	式	1	87,000	据付(鋼製付属設備)	1 式

積算内訳書（本01）

工事名	新美豆排水機場維持補修（3号エンジン更新ほか）工事			事業区分 工事区分	機械設備 据付工
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
鋼製付属設備撤去工	式	1	54,100	撤去(鋼製付属設備)	1 式
直接工事費	式	1	28,082,129		
共通仮設	式	1	3,067,000		
共通仮設費（率計上）	式	1	3,067,000		
純工事費	式	1	31,149,129		
現場管理費	式	1	6,264,000		
据付間接費	式	1	17,247,000		
据付工事原価	式	1	54,660,129		
設計技術費	式	1	6,554,000		
工事原価	式	1	258,129,390		
一般管理費等	式	1	25,840,610		
工事価格	式	1	283,970,000		
消費税額及び地方消費税額	式	1	28,397,000		
工事費計	式	1	312,367,000		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路占用物件帳票管理システムの開発に関する業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部道路河川管理課
- 3 契約締結日
令和7年11月26日
- 4 履行期間
契約の日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
株式会社ピーパルシード
- 6 契約金額（税込み）
25,477,100円
- 7 契約内容
道路占用物件帳票管理システムを開発するために業務委託を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在の道路占用物件帳票管理システムは京都市独自用開発されたものであり、新システムの開発に伴う各種帳票のA4対応や各種帳票のバーコード記載対応等、既存の機能を損なうことなく契約の目的を達成できるのは、現システム開発者（株式会社キクチコンサルタント）から同社の情報技術サービス業務の事業譲渡に伴い、現システム構築に関するノウハウ、独自技術等を継承し、保守管理を実施している株式会社ピーパルシードのみである。また、他の事業者が実施し、故障が発生した場合はその原因究明及び修理等の対応が困難になるとともに、その責任区分が不明確となる。
よって、本業務は、株式会社ピーパルシード以外の事業者では実施することができないため、同社と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
3・3・184鴨川東岸線（第3工区）JR西日本橋脚概略設計他業務委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日
（当 初）令和6年9月25日
（変更後）令和8年3月9日
- 4 履行期間
（当 初）令和6年9月26日から令和8年3月13日まで
（変更後）令和6年9月26日から令和8年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区西中島五丁目4番20号
ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）59,400,000円
（変更後）64,600,800円
- 7 契約内容
鴨川東岸線の道路整備に伴い影響が生じるJR西日本橋脚の概略設計を行い、改築構造を確定するとともに、疏水路改築等の近接施工の影響解析を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
脚補強工概略設計について、設計上の解決できない課題（既設橋脚との一体化等）が生じたため廃工とし、経済性比較のため橋脚新設工概略設計を増加した。計測管理計画について、別途、鉄道上部工構造調査を実施する必要性が生じたため廃工とした。地質調査について、ボーリング調査を実施したところ、支持層が当初想定より深くなることが判明したため、調査深度を増加した。
上記理由等により設計数量及び履行期間を変更した。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

J R 東海道本線交差部に存在する J R 西日本のレンガ橋脚は、道路計画高が低くなることにより基礎が露出することから、現行基準に準拠した改築構造を検討する必要がある。また、疏水路改築や仮設時において J R 西日本の構造物に対して近接施工の影響が懸念されることから、直近でボーリング調査を行い、F E M解析により定量的に影響を把握する必要がある。

更に、安全性として在来線の運行に支障が生じない施工計画及び計測管理計画の立案、セキュリティとして社外秘となっている橋脚諸元や建設時の資料を活用した橋脚概略設計実施の観点から J R 西日本に精通した業者へ委託する必要がある。

そのため、本業務の実施に当たっては、下記の条件を満たす必要がある。

1. J R 西日本所有の橋脚における改築の詳細設計、又は概略設計（設計計算を伴わないものは除く）の実績を有していること。
2. 安全及びセキュリティ確保が担保できる J R 西日本に精通した業者であること。

上記の条件を満たすのはジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社のみであるため、同社と随意契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
向日町上鳥羽線埋蔵文化財発掘調査（その２）業務委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日
（当 初）令和７年４月２２日
（変更後）令和８年３月２５日
- 4 履行期間
令和７年４月２３日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町２６５番地の１
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）６９，７０７，０００円
（変更後）６６，２２０，０００円
- 7 契約内容
向日町上鳥羽線の工事予定箇所における埋蔵文化財の発掘調査及び出土した遺構・出土品の整理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
発掘調査について、用地交渉の難航により廃工になった箇所と、用地取得が予定より早く完了し追加した箇所があり、廃工になった箇所よりも追加した箇所の方が重機掘削などの土木工事が少なかったため減額変更を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
埋蔵文化財の発掘調査については、（１）本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識を有すること、（２）市内で継続して発掘調査を実施していること、（３）履行に必要な人員・機材等を保有していることの３つの条件をすべて満たす者である必要がある。

また、平成１８年１２月８日付け「契約事務に関する手続き等の改正等について（通知）」（理財局長）に基づき文化財保護課と協議したところ、候補者は３者に限られることが明らかとなった。

そこで、３者に本件に係る委託条件を満足していること及び契約締結の意向を確認したところ、本件を実施できる者は公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所のみであったため、同法人と随意契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
向日町上鳥羽線他分筆登記等業務委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月22日
(変更後) 令和8年3月26日
- 4 履行期間
令和7年4月23日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 6,326,100円
(変更後) 3,711,400円
- 7 契約内容
向日町上鳥羽線他において、事業用地取得のための分筆登記業務を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
当初は27件の分筆登記申請を予定していたが、地権者との交渉の難航により16件分の申請手続きが履行期間内に実施できなくなった。また、分筆登記予定箇所に関西電力の地役権が設定されていたが、測量データが乏しく現況平面測量を追加した。総じて、減額変更を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法に設立が規定され、官公署の依頼を受けて、土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続き又はこれに係る審査請求の手続きを行うことをその業務とする公益法人であり、京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されている。また、土地家屋調査士を営む個人

に委託した場合には、事故等により業務の遂行に支障をきたす恐れがあるが、同協会には多数の土地家屋調査士が所属しているため確実な業務の遂行が可能であり、京都市域において、限られた期間内に業務を適正かつ迅速に遂行する能力を有している唯一の法人である。

以上の理由により、本協会と随意契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
3・3・5中山石見線橋梁設計業務委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日
令和7年11月18日
- 4 履行期間
令和7年11月19日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
福知山市篠尾新町3丁目79-2アルカディア201号室（竹下ビル）
株式会社東京建設コンサルタント
- 6 契約金額（税込み）
8,580,000円
- 7 契約内容
3・3・5中山石見線橋梁上部工の詳細設計において、PC鋼材の配置見直しを行う必要が生じたため、修正設計を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、平成16年度に実施した3・3・5中山石見線善峰川橋梁他詳細設計業務委託におけるPCケーブル工の修正設計を行う業務である。
修正設計を行うに当たり、平成16年度業務委託を受託した株式会社東京建設コンサルタントは、現地状況や過年度検討資料の前提条件及び設計検討過程を十分に把握していることから、本業務を円滑に進めることが可能である。
さらに、同社は、本業務においても、他社と比較して過年度の検討データ及び知見の活用が可能であり、更に、現地状況や設計条件等を熟知していることから、著しく有利な価格で契約を締結することが可能であるため、同社と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
一般国道 1 6 2 号（川東第 2 工区）安全対策工事（公共関連）
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日
令和 8 年 2 月 2 7 日
- 4 履行期間
令和 8 年 2 月 2 8 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条西山町 4 1 番地
株式会社笹原建設
- 6 契約金額（税込み）
3 6, 4 0 3, 4 0 0 円
- 7 契約内容
「（総合評価）一般国道 1 6 2 号（川東第 2 工区）道路改良（その 5）工事」（以下「（その 5）工事」という）の施工完了後に、仮設落石防護柵の撤去を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事で実施する仮設落石防護柵の撤去は、「（その 5）工事」で設置・運用している 2 4 時間片側交互通行規制の規制帯内で行われる作業である。当該規制を管理している株式会社笹原建設以外の事業者が本工事を行う場合、「（その 5）工事」の交通誘導と本工事の交通誘導の作業調整が複雑化し、一般交通の安全確保に支障をきたすおそれがある。しかし、同社が本工事を行う場合、本工事の作業進捗に合わせて柔軟に交通誘導を行うことが可能となり、安全円滑に施工できる。
また、同社は、現に現場の交通規制資機材（仮設設備）を配置し、管理していることから、同社と契約することで、これらを引き続き使用できるため、一般競争入札に付す場合と比較し経費が削減される。さらに、契約後の速やかな現場着手により約 1. 5 か月の工期短縮が可能となるため、同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号及び第 7 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 7年度

工 事 場 所 京都市右京区梅ヶ畑川東地内

路線名又は河川名等

工 事 名 一般国道 1 6 2 号（川東第 2 工区）安全対策工事（公共関連）

工 期 契約日の翌日から令和 8年 7月31日まで

事 業 課（所）名 道路建設課

京都市 建設局

工 事 概 要

工事延長				m	260
防護柵撤去工	m	75	運搬処理工	t	25
仮設工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、一般国道１６２号において、仮設落石防護柵を撤去し、安全対策を実施するものである。

		設 計 額
工 事 費		39,974,000 円
内 訳	工 事 価 格	36,340,000 円
	消 費 税 相 当 額	3,634,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	一般国道162号（川東第2工区）安全対策工事（公共関連）			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
道路改良	式	1	19,490,038		
構造物撤去工	式	1	7,018,898		
防護柵撤去工	式	1	6,714,750	仮設落石防護柵撤去	75 m
運搬処理工	式	1	304,148	現場発生品運搬 発生材種類：仮設落石防護柵の材料	24 t
				現場発生品運搬 発生材種類：メッシュウォール	1 t
				メッシュウォール処分 発生材種類：メッシュウォール	1 t
仮設工	式	1	12,471,140		
交通管理工	式	1	12,471,140	交通誘導警備員 A(2交替, 8:00～20:00, 20:00～8:00)	404 人日
				交通誘導警備員 B(8:00～17:00)	129 人日
				工事用信号機 赤・青2灯式(19:30～6:30)	202 台日
直接工事費	式	1	19,490,038		
共通仮設	式	1	5,238,000		
共通仮設費	式	1	3,092,000		
安全費	式	1	2,800,000	交通誘導システム	4 組月
役務費	式	1	152,000	借地料	1 式
現場環境改善費	式	1	140,000		
共通仮設費（率計上）	式	1	2,146,000		
純工事費	式	1	24,728,038		

積算内訳書 (本01)

工事名	一般国道162号（川東第2工区）安全対策工事（公共関連）			事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
現場管理費		式	1	7,439,000	
工事原価		式	1	32,167,038	
一般管理費等		式	1	4,172,962	
工事価格		式	1	36,340,000	
消費税額及び地方消費税額		式	1	3,634,000	
工事費計		式	1	39,974,000	

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
向日町上鳥羽線他引込管路新設（その１）工事委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日
令和８年２月２７日
- 4 履行期間
令和８年２月２８日から令和９年３月１５日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区東天満一丁目１番１９号
NTTインフラネット株式会社
- 6 契約金額（税込み）
７，５４３，８００円
- 7 契約内容
向日町上鳥羽線及び牛ヶ瀬馬場線の街路整備事業における電線共同溝の整備において、電線共同溝新設工事に伴う引込管路の設置工事を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
引込管路は、電線管理者が各宅地の状況に応じて各需要者と引込設備について調整した後に、引込管路の埋設位置や電線共同溝との接続位置が確定することとなる。また、電線管理者が施工する引込設備の管径、材質などの構造と同一の基準で整備する必要があることから、既設の施設、設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者でないと既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。
加えて、引込設備及び引込管路の工事を一体施工することにより、掘削作業や埋設物の確認等を一度で終えることが可能となることから、工事費の削減、工期短縮、安全円滑な施工及び地元負担の軽減等の効果が明らかである。
以上の理由により、NTT インフラネット株式会社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号、第６号及び第７号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度河原町通電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年9月18日
(第1回変更) 令和8年3月9日
- 4 履行期間
令和6年9月19日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号
NTTインフラネット株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 34,653,300円
(第1回変更) 41,629,500円
- 7 契約内容
本工事は、電線共同溝新設工事に伴う連系管路、連系設備、引込管路を設置する工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(随意契約の理由)
連系設備工事について規定曲管を使用して適正な立上位置への配管及び電柱への固定、立上げ高さの規定について電線管理者独自の基準があり、高度な専門知識、豊富な経験、洗練された技術が要求されることから、基準に適合した施工ができるのは電線管理者のみである。
また、連系管路、連系設備、引込管路の工事を一体施工することにより、掘削作業や埋設物の確認等を一度で終えることが可能となることから、工事費の削減、工期短縮、安全円滑な施工及び地元負担の軽減等の効果が明らかである。
以上の理由から、電線管理者であるNTTインフラネット株式会社と随意契約を行う。

(第1回変更)
電線管理者が沿道地権者と交渉する過程で、一部の地権者から夜間施工への変更の要望があり、当該箇所については夜間施工に変更する必要性が生じた。その結果、仮設工、開削土工、電線共同溝工、撤去工及び復旧工における施工単価が増加したため。
- 9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
後院通引込管路等（その１）工事委託【２工区】
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
（当初）令和６年１１月６日
（第１回変更）令和８年２月２７日
- 4 履行期間
令和６年１１月７日から令和８年３月１３日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満一丁目１番１９号
ＮＴＴインフラネット株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）２０，７９０，０００円
（第１回変更）２０，６６６，８００円
- 7 契約内容
本工事は、連系管路、連系設備、引込管路を設置する工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
（随意契約の理由）
連系設備工事について規定曲管を使用して適正な立上位置への配管及び電柱への固定、立上げ高さの規定について電線管理者独自の基準があり、高度な専門知識、豊富な経験、洗練された技術が要求されることから、基準に適合した施工ができるのは電線管理者のみである。
また、連系管路、連系設備、引込管路の工事を一体施工することにより、掘削作業や埋設物の確認等を一度で終えることが可能となることから、工事費の削減、工期短縮、安全円滑な施工及び地元負担の軽減等の効果が明らかである。
以上の理由から、電線管理者であるＮＴＴインフラネット株式会社と随意契約を行う。

（第１回変更）
委託業者から提出された出来高数量を確認した結果、数量に変更が生じたため
- 9 根拠法令
☒地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号および第６号
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治

法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

八坂通電線共同溝予備設計等業務委託

2 担当所属名

建設局道路建設部道路環境整備課

3 契約締結日

(当初) 令和6年10月16日

(第1回変更) 令和8年1月14日

4 履行期間

令和6年10月17日から令和8年1月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号

NTTインフラネット株式会社

6 契約金額 (税込み)

(当初) 29,074,100円

(第1回変更) 33,082,500円

7 契約内容

本業務は電線共同溝予備設計及びそれに必要となる現地調査を行うものである。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(随意契約の理由)

八坂通の道路幅員は最小6.2mと狭く、既に上下水道や大阪ガス、NTT西日本や関西電力の接続桝や管路が連続的に埋設されており、地下空間を輻輳して占用している。さらには、本事業区間の中央付近の沿道にはNTT西日本の建築施設があり、その建築施設と繋がっている大きな洞道が、道路下を占用している。

これらにより、道路区域内の地下空間が大きく制限されており、既存の埋設物を避けて、電線共同溝に必要なスペースを確保することが困難であると想定され、NTT西日本の既存ストック(洞道・接続桝・管路)を活用する必要がある。

本事業区間の洞道区間については、NTT西日本の洞道の活用及び改修方法を検討する。洞道区間以外については、洞道区間を含めた事業区間全体の既設埋設物の支障移設等を合わせて、経済性、施工性、実現性等の観点から様々なパターンを比較検討し、最適な計画を立案する必要があるため、洞道区間と洞道区間以外は密接不可分の関係にある。

洞道区間におけるNTT西日本の洞道の構造、その内部に設置されている管路やケーブル等の設備に関する情報は社外秘となっており、NTT西日本しか有し得ない専門的な知識、特殊技術等を必要とするものであるため、その情報を知り得るものしか、整備計画を立案することはできない。

以上の理由により、NTT西日本との契約によりこれらの設備の新設、改築及び点検等を行うこととされているNTTインフラネット株式会社と随意契約を行う。

(第1回変更)

試掘箇所の精査結果を踏まえ、当初予定していた試掘箇所以外に、追加で試掘箇所が必要となったため、また、電線共同溝工事着手までの期間における試掘箇所の維持管理について、東部土木みどり事務所との協議の結果、試掘後の舗装等を仮復旧ではなく、本復旧で復旧とすることとなったため。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
後院通引込管路等（その１）工事委託【３工区】
- 2 担当所属名
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日
令和７年１１月１４日
- 4 履行期間
令和７年１１月１５日から令和９年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満一丁目１番１９号
ＮＴＴインフラネット株式会社
- 6 契約金額（税込み）
１９，９９２，５００円
- 7 契約内容
本工事は、連系管路、連系設備、引込管路を設置する工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
連系設備工事について規定曲管を使用して適正な立上位置への配管及び電柱への固定、立上げ高さの規定について電線管理者独自の基準があり、高度な専門知識、豊富な経験、洗練された技術が要求されることから、基準に適合した施工ができるのは電線管理者のみである。
また、連系管路、連系設備、引込管路の工事を一体施工することにより、掘削作業や埋設物の確認等を一度で終えることが可能となることから、工事費の削減、工期短縮、安全円滑な施工及び地元負担の軽減等の効果が明らかである。
以上の理由から、電線管理者であるＮＴＴインフラネット株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
☒地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号および第６号
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　　号）
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第　　号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

千本通他電線共同溝引継図書作成業務委託

2 担当所属名

建設局道路建設部道路環境整備課

3 契約締結日

令和8年2月12日

4 履行期間

令和8年2月13日から令和9年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号
N T Tインフラネット株式会社

6 契約金額（税込み）

9, 714, 100円

7 契約内容

本業務は、整備した施設を管轄土木みどり事務所及び電線管理者へ引き継ぐにあたり、過年度に実施した無電柱化事業のうち「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」における手続きが未了の路線において、手続きに必要となる樹台帳、数量内訳書等の資料を整備当時の工事完成図書等を基に編集・作成を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（随意契約の理由）

委託先であるN T Tインフラネット株式会社関西事業部は、電線管理者であり、今回の業務対象である事業の施工にも携わっていることから、本業務内容に精通しており、他の業者が業務を行うよりも、円滑で正確な業務遂行と経費の削減が見込めるため、N T Tインフラネット株式会社と随意契約を行う。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市山科駅自転車等駐車場 排水溝溝蓋更新整備業務委託
- 2 担当所属名
建設局都市整備部市街地整備課
- 3 契約締結日
令和7年10月30日
- 4 履行期間
令和7年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区北白川西伊織町10番地3
株式会社田村建設
- 6 契約金額（税込み）
826,815円
- 7 契約内容
雨水等を受けるための排水溝の溝蓋について、老朽化に伴い取替えを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は一般競争入札（物品契約）により受注者の選定を行おうとしたが、応札者が1者も無かった（開札日：令和7年10月6日）ことから、オープンカウンター方式による公募（掲載期間：令和7年10月15日（木）～10月22日（水））を行ったところ、3者から見積書の提出があり、見積り合せの結果、最低価格を提示した株式会社田村建設と随意契約を締結することとした。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

伏見西部第五地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託（その４）

2 担当所属名

建設局都市整備部南部区画整理事務所

3 契約締結日

（当 初）令和 7 年 4 月 1 日

（変更後）令和 8 年 3 月 1 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 3 日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 2 6 5 番地の 1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

6 契約金額（税込み）

（当 初）4 8, 6 9 7, 0 0 0 円

（変更後）4 3, 4 8 3, 0 0 0 円

7 契約内容

伏見西部第五地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

掘削土の仮置き場所を調査区近くに設けられたことにより、クローラードンプ使用台数やベルトコンベアー使用台数などが減り、賃料等・工事費に減額が生じた。

調査区南側において湧水が著しく、見積時の想定とは異なる方法で重機掘削を行ったことで重機の使用台数が減り、工事費に減額が生じた。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
違法放置等物件解消作業業務委託（その２）
- 2 担当所属名
建設局都市整備部南部区画整理事務所
- 3 契約締結日
（当 初）令和７年８月１８日
（変更後）令和７年１１月１０日
- 4 履行期間
令和７年８月１９日から令和７年１１月２８日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区横大路畔ノ内４５番１
忠英道路株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）９，４６２，７５０円
（変更後）８，７７４，１５０円
- 7 契約内容
作業実施に必要な各種手続き等を行った上で、一般交通の安全を確保しつつ、適法な手段をもって、本市が指定する違法放置等物件（車両等）４台を、本市が指定する場所に運搬、搬入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
大型重機３台のエンジンを稼働させるための作動油やバッテリー等の消耗品等が一部不要になったこと、油圧ホースの劣化によりエンジン稼働時に破損すると想定していたが、その台数が減ったことから、減額変更を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伏見西部第四地区 事業計画変更等業務委託
- 2 担当所属名
建設局都市整備部南部区画整理事務所
- 3 契約締結日
令和7年12月2日
- 4 履行期間
令和7年12月3日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
株式会社サンワコン 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
19,800,000円
- 7 契約内容
本業務は、伏見西部第四地区において、一貫校の創設による教育環境の充実にあわせて、地域の人口増加や活性化につながる、より魅力的な住環境の創出を目指して事業計画変更案を作成するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業計画変更案の作成に当たっては、柔軟かつ総合的な視点で課題を整理し、その解決策を見出した整備方針案を作成したうえで、事業計画変更案、換地設計変更案及び実施計画書変更案を作成する。
これらの各計画変更案等を作成するに当たっては、地権者から計画変更に対して合意が得られるよう、個別権利者への影響に十分な配慮が必要であり、土地区画整理事業に関する高度な専門性に加えて、地域課題に対する分析力、問題解決力が求められる。
このことから、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）」に該当するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、株式会社サンワコンと契約を締結した。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その１）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部北部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和７年８月１２日
- 4 履行期間
令和７年８月１２日から令和７年１２月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体
京都市北区紫竹北大門町７２番地１
代表者 日新建工株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4,899,400円
- 7 契約内容
本工事は、令和７年８月１０日からの豪雨により、本市が管理する道路に隣接する路肩法面が崩落する災害が発生した。今後の集中豪雨、台風等による土砂崩落の拡大、道路の陥没等の二次的な被害の発生を回避することを目的に、至急路肩法面への植生土のう設置及び路面排水による更なる法面浸食防止としてアスカーブを設置するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
上記７により入札手続きを経る期間が無いため、「(単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託（北部土木みどり事務所）」に係る「緊急工事に関する特約事項」により日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体に、緊急工事を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 7年度

工 事 場 所 京都市北区大宮釈迦谷 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 緊急工事（北部土木みどり事務所）（R7その1）

工 期 契約日の翌日から令和 7年12月31日まで

事 業 課（所）名 北部土木みどり事務所

京都市 建設局

工 事 概 要

工事延長 L =				m	60
植生土のう積み	m2	81	縁石工	m	60
仮設工	式	1			

施 工 理 由

本件は、主要府道西陣杉坂線において、道路の路肩が大雨に伴い崩落したことを受け、交通の安全確保のため、路肩法面復旧を行うものである。

		設 計 額
工 事 費		4,928,000 円
内 訳	工 事 価 格	4,480,000 円
	消 費 税 相 当 額	448,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（北部土木みどり事務所）（R7その1）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
道路維持	式	1	1,842,187		
路肩法面復旧工	式	1	1,490,447		
路肩法面復旧① 被災箇所南側	式	1	843,858	植生土のう積 作業区分:仕拵・積立 床掘り 土砂 埋戻し 盛土材料種類:山土(盛土用良質土,ルーズ),材料規格:表土,最大粒径100～150mm	42 m2 0.5 m3 30 m3
路肩法面復旧② 被災箇所北側	式	1	646,589	植生土のう積 作業区分:仕拵・積立 床掘り 土砂 埋戻し 盛土材料種類:山土(盛土用良質土,ルーズ),材料規格:表土,最大粒径100～150mm	39 m2 0.08 m3 10 m3
縁石工	式	1	67,740		
縁石工	式	1	67,740	アスカーフ 材料種類:細粒度アスコン(13),断面積:125cm2以上140cm2未満	60 m
仮設工	式	1	284,000		
交通管理工	式	1	284,000	交通誘導警備員 交通誘導警備員B	20 人日
直接工事費	式	1	1,842,187		
共通仮設	式	1	441,000		
共通仮設費（率計上）	式	1	441,000		
純工事費	式	1	2,283,187		
現場管理費	式	1	1,348,000		

積算内訳書 (本01)

工事名	緊急工事（北部土木みどり事務所）（R7その１）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
工事原価		式	1	3,631,187	
一般管理費等		式	1	848,813	
工事価格		式	1	4,480,000	
消費税額及び地方消費税額		式	1	448,000	
工事費計		式	1	4,928,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（北部土木みどり事務所管内）（その２）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部北部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和７年８月１２日
- 4 履行期間
令和７年８月１２日から令和７年１２月３１日まで

- 5 契約の相手方の住所及び商号等
日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体
京都市北区紫竹北大門町７２番地１
代表者 日新建工株式会社

- 6 契約金額（税込み）
4,540,800円

7 契約内容

本工事は、令和７年８月１０日からの豪雨により、主要府道京都京北線において隣接する法面が崩落する災害が発生した。今後の集中豪雨、台風等による土砂崩落の拡大、道路への土砂流出等の二次的な被害の発生を回避することを目的に、至急防護柵裏側に堆積した土砂の撤去、及び法面への植生マット設置を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

上記７により入札手続きを経る期間が無いため、「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（北部土木みどり事務所）」に係る「緊急工事に関する特約事項」により日新建工・清瀬産業地域維持型建設共同企業体に、緊急工事を随意契約するものである。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 7年度

工 事 場 所 京都市北区上賀茂十三石山 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 緊急工事（北部土木みどり事務所）（その2）

工 期 契約日の翌日から令和 7年12月31日まで

事 業 課（所）名 北部土木みどり事務所

京都市 建設局

工 事 概 要

工事延長 L=				m	7
防護柵裏土砂撤去	m3	20	法面整形工	m2	50
植生工	m2	50	構造物撤去工	式	1
仮設工	式	1			

施 工 理 由

本件は、主要府道京都京北線において、道路に流出する恐れのある土砂を撤去するため、緊急的に崩土撤去及び法面の保護等を行うものである。

		設 計 額
工 事 費		4,653,000 円
内 訳	工 事 価 格	4,230,000 円
	消 費 税 相 当 額	423,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（北部土木みどり事務所）（その2）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
道路維持	式	1	1,779,710		
道路土工	式	1	875,980		
掘削工	式	1	522,620	防護柵裏土砂撤去 土砂	20 m3
				法面清掃	50 m2
法面整形工	式	1	80,300	法面整形(切土部) 現場制約:有り,土質:ㇿ質土、砂及び砂質土、粘性土	50 m2
残土処理工	式	1	273,060	土砂等運搬 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	20 m3
				残土等処分	20 m3
法面工	式	1	412,050		
植生工	式	1	412,050	植生マット 施工方法:人力施工,材料種類:モルタル袋付植生基材マット	50 m2
構造物撤去工	式	1	43,967		
運搬処理工	式	1	43,967	発生材運搬 発生材種類:木くず(幹)	0.35 t
				発生材運搬 発生材種類:木くず(枝葉)	0.56 t
				発生材運搬 発生材種類:木くず(根)	0.1 t
				発生材処分 発生材種類:木くず(幹)	0.35 t
				発生材処分 発生材種類:木くず(枝葉)	0.56 t
				発生材処分 発生材種類:木くず(根)	0.1 t
仮設工	式	1	447,713		
土留・仮締切工	式	1	163,713	既設土留板撤去復旧 土留板材質:ｺﾝｸﾘｰﾄ,土留板厚さ:5cm	11 m2
				作業用土留板設置撤去 土留板材質:杉板,土留板厚さ:3.5cm	11 m2

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（北部土木みどり事務所）（その2）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
交通管理工	式	1	284,000	交通誘導警備員 交通誘導警備員B	20人日
直接工事費	式	1	1,779,710		
共通仮設	式	1	406,000		
共通仮設費（率計上）	式	1	406,000		
純工事費	式	1	2,185,710		
現場管理費	式	1	1,258,000		
工事原価	式	1	3,443,710		
一般管理費等	式	1	786,290		
工事価格	式	1	4,230,000		
消費税額及び地方消費税額	式	1	423,000		
工事費計	式	1	4,653,000		

随意契約締結結果報告書

1 件名

除雪作業委託（一般市道中川５９号線他）

2 担当所属名

建設局土木管理部北部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和７年１１月２７日

4 履行期間

令和７年１２月１日から令和８年３月３１日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区大宮薬師山東町２０番地の３
株式会社清瀬産業

6 契約金額（税込み）

（予定価格）８,５８０,０００円

7 契約内容

北部積雪地域と市内中心部を結ぶ主要道路の除雪を行うことにより、交通途絶の解消ならびに地元住民の安心と安全な通行を確保しようとするもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

除雪作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず常時作業体制を維持し、迅速かつ確実に作業を行う必要がある。

このため、積雪により通行が困難となっている地域やその近くに除雪基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。

上記の条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に除雪することができるのは、中川地区、小野郷地区、雲ヶ畑地区の自然状況や地理的状況を熟知しており、中川地区及び小野郷地区においては近接する杉坂口（北区中川中山）に、また雲ヶ畑地区においては起点である市原大橋付近（北区上賀茂）に作業基地を確保できる株式会社清瀬産業に限られるため。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

除雪作業委託（主要府道西陣杉坂線他）

2 担当所属名

建設局土木管理部北部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和7年11月27日

4 履行期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区大宮薬師山東町20番地の2
株式会社雄建

6 契約金額（税込み）

（予定価格）2,035,000円

7 契約内容

北部積雪地域と市内中心部を結ぶ主要道路の除雪を行うことにより、交通途絶の解消ならびに地元住民の安心と安全な通行を確保しようとするもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、北部積雪地域と市内中心部を結ぶ主要道路の除雪を行うことにより、交通途絶の解消ならびに地元住民の安心と安全な通行を確保しようとするものである。

除雪作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず常時作業体制を維持し、迅速かつ確実に作業を行う必要がある。

このため、積雪により通行が困難となっている地域やその近くに除雪基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。

上記の条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に除雪することができるのは、杉坂、氷室、真弓地区の自然状況や地理的状況を熟知しており、本作業区間（主要府道西陣杉坂線：氷室、真弓地区）の沿線である杉坂口（北区中川中山）と真弓（真弓八幡町）に作業基地を確保できる雄建に限られるため、本業務を同社に随意契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名
道路凍結防止剤散布業務委託（一般国道１６２号）

2 担当所属名
建設局土木管理部北部土木みどり事務所

3 契約締結日
令和７年１１月２７日

4 履行期間
令和７年１２月１日から令和８年３月３１日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区大宮薬師山東町２０番地の３
株式会社清瀬産業

6 契約金額（税込み）
（予定価格）9,867,000円

7 契約内容
京都府北部と市内中心部を結ぶ幹線道路である一般国道１６２号（右京区梅ヶ畑亀石町（梅ヶ畑２９号線交差点）～北区小野上ノ町（笠トンネル））の凍結防止剤散布を行うことにより、路面凍結によるスリップ事故等を未然に防ぐ事を目的とするもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
防止剤散布における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず常時作業体制を維持し、迅速に作業を行う必要がある。

このため、凍結防止剤散布路線やその近くに作業基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、凍結防止剤散布作業に際して当該地域の地形状況・路面状況に習熟している業者を選定する必要がある。

上記の条件をすべて満足し、迅速かつ安全確実に凍結防止剤散布作業を行うことができるのは、本作業区間内の杉阪口（北区中川中山）に作業基地を確保できる株式会社清瀬産業に限られるため。

9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路凍結防止剤散布業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区大原野村町298番地
中辻造園土木工業株式会社 代表取締役 栗林 忠
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,715,550円
- 7 契約内容
積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、左京管内（国道367号、大原17号線、下鴨静原大原線他）道路の降雪、路面凍結時において、至急に凍結防止剤を散布する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
凍結防止剤散布作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、受託者は、降雪や路面凍結により通行が困難となっている作業区間へ即時出動が可能であり、夜間・休日にかかわらず常に体制を維持し、連日の作業にも対応できなければならない。
上記の条件を満足し、除雪作業と同様、本作業区間近傍に作業基地を有し、迅速かつ安全確実な体制をとることのできる、（別途除雪作業の委託契約受託者である）中辻造園土木工業株式会社に本業務を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪作業業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区大原野村町298番地
中辻造園土木工業株式会社 代表取締役 栗林 忠
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）26,581,720円
- 7 契約内容
積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、管内道路に降り積もった雪を除雪する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

作業における待機命令及び出動指示は気象観測情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷く必要がある。

このため、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。また、当該地域の谷間部の雪捨て場所のない区間での除雪作業には、ロータリー除雪車が必要である。

上記の厳しい条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に除雪することができるのは、大原地区の自然状況や地理的状況を熟知しており、地区内にロータリー除雪車と除雪基地を有する中辻造園土木工業株式会社以外になく、本業務を中辻造園土木工業株式会社に随意契約するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

法施行令第167条の2第1項第 号)

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路凍結防止剤散布業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野蓼原町71番地
株式会社植田建設工業 代表取締役 植田 直樹
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）15,582,490円
- 7 契約内容
積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、左京管内（上黒田貴船線、京都広河原美山線、下鴨大津線他）道路の降雪、路面凍結時において、至急に凍結防止剤を散布する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
凍結防止剤散布作業における待機命令及び出動指示は気象情報等により本市が行うが、受託者は、降雪や路面凍結により通行が困難となっている作業区間へ即時出動が可能であり、夜間・休日にかかわらず常に体制を維持し、連日の作業にも対応できなければならない。
上記の条件を満足し、除雪作業と同様、本作業区間近傍に作業基地を有し、迅速かつ安全確実な体制をとることのできる、（別途除雪作業の委託契約予定）受託者（株式会社植田建設工業：鞍馬・北白川地区）に本業務を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪作業業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部左京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野蓼原町71番地
株式会社植田建設工業 代表取締役 植田 直樹
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,522,900円
- 7 契約内容
積雪期における日々の気象変化に迅速に対応し、管内道路に降り積もった雪を除雪する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業における待機命令及び出動指示は気象観測情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷く必要がある。
このため、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。
上記の厳しい条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に除雪することができるのは、鞍馬・北白川地区の自然状況や地理的状況を熟知しており、本作業区間近傍に除雪基地を有する株式会社植田建設工業以外になく、本業務を株式会社植田建設工業に随意契約するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
001 緊急工事（東部土木みどり事務所管内）（九条跨線橋）
- 2 担当所属名
建設局東部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年10月29日
- 4 履行期間
令和7年10月29日から令和7年12月19日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
吉川・塚本地域維持型建設共同企業体
京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町16番地
代表者 株式会社吉川組
- 6 契約金額（税込み）
4,235,000 円
- 7 契約内容
九条跨線橋における橋りょう及び舗装の緊急修繕工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
緊急を要することから入札手続きを経る期間がないため、緊急工事を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（東部土木みどり事務所）に係る「緊急工事に関する特約条項」により、吉川・塚本地域維持型建設共同企業体と随意契約するものである。
（根拠：京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン2-2）

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 7年度

工 事 場 所 京都市東山区福稲御所ノ内町地内

路線名又は河川名等

工 事 名 緊急工事（東部土木みどり事務所管内）（九条跨線橋）

工 期 令和 7年10月29日から令和 7年12月19日まで

事 業 課（所）名 東部土木みどり事務所

京都市 建設局

工 事 概 要

床版補修工				m2	4
橋面防水工	m2	25	切削オーバーレイ工	m2	25

施 工 理 由

鴨川及び高瀬川を跨ぐ九条跨線橋において、コンクリート床版と調整コンクリートの間に浸水した水が原因となり、コンクリートのひび割れや舗装の剥離が生じるなど、車両の安全な走行に支障をきたしていることが判明した。そのため、早急に補修工事を行い、安全な走行空間を確保するものである。

		設 計 額
工 事 費		4,697,000 円
内 訳	工 事 価 格	4,270,000 円
	消 費 税 相 当 額	427,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（東部土木みどり事務所管内）（九条跨線橋）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
橋梁保全工事		式	1	1,295,936	
舗装工		式	1	1,002,736	
橋面防水工		式	1	736,900	橋面防水 （小規模） 塗膜防水 成形目地材設置 （小規模） 水抜きパイプ設置 （小規模） スラブトレン 導水管設置 （小規模） 車道用：ドレイナーⅡ型 Φ18（SUS） 導水管設置 （小規模） コンクリート構造物用：コンクリートセイバーⅡ型 Φ18（SUS） 25 m2 29 m 1 本 12 m 10 m
切削オーバーレイ工		式	1	265,836	切削オーバーレイ 平均切削深さ：7cm以下, 舗設層数：一層, 段差すりつけ区分：無, アスファルト材 料種類（一層）：各種 殻運搬（路面切削） 殻種別：AS殻 殻処分 殻種別：アスファルト殻 25 m2 1 m3 1 m3
橋梁補修工		式	1	208,000	
床版補修		式	1	208,000	床版補修 （小規模） スラブリセットモルタル 4 m2
仮設工		式	1	85,200	
交通管理工		式	1	85,200	交通誘導警備員 6 人日
直接工事費		式	1	1,295,936	

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（東部土木みどり事務所管内）（九条跨線橋）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
共通仮設		式	1	637,000	
共通仮設費		式	1	142,000	
運搬費		式	1	142,000	建設機械運搬費 路面切削機 2 台
共通仮設費（率計上）		式	1	495,000	
純工事費		式	1	1,932,936	
現場管理費		式	1	1,528,000	
工事原価		式	1	3,460,936	
一般管理費等		式	1	809,064	
工事価格		式	1	4,270,000	
消費税額及び地方消費税額		式	1	427,000	
工事費計		式	1	4,697,000	

随意契約締結結果報告書

1 件名

トンネル交通規制業務委託（高速道路1号線）

2 担当所属名

建設局土木管理部南部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和7年11月21日

4 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区過書町792番地2

アイテック株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

金8,690,000円

7 契約内容

本委託は、建設局土木管理部南部土木みどり事務所(以下「南部土木」という。))にて実施する稲荷山トンネル上り線の照明設備更新工事(以下「照明工事」という。))に伴う交通規制に関して必要な業務を行うものとする。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今年度、稲荷山トンネル（下り線）において照明設備を更新するために関連工事（下記参照）を実施するが、京都府公安委員会及び西日本高速道路株式会社（以下：NEXCO 西日本）との協議の結果、施工箇所が自動車専用道及びトンネル区間であることから、以下の対応が必要となった。

＜京都府公安委員会＞

- ・トンネル内で車線規制を伴う施工を行う際は、施工に必要な車線をトンネル起点から終点まで規制する。（1車線規制）
- ・1車線規制の開始時・切替時・終了時には、京都市道高速道路1号全線の夜間通行止めを実施する。

＜NEXCO 西日本＞

- ・夜間通行止め規制実施中であっても、NEXCO 西日本が実施する第二京阪道路（本施工箇所との接続区間）における雪害対策（凍結防止剤散布、除雪）が円滑に実施できる体制を構築する。

そのため、供用中の自動車専用道における多量の仮設材の管理（巡回・緊急対応）や自動車専用道の雪害対策を含む通行止め時の対応について、本委託を発注することとした。

一方、稲荷山トンネルでは、別委託を発注しており、トンネル内での日常の道路巡回、異常時の対応、年2回の集中工事に係る夜間通行止めの実施等のための道路管制や交通規制を行っている。別委託の契約期間は令和6年度と令和7年度の2箇年であり、道路管制業務は24時間365日体制で実施している。

本業務を別委託の受注者と異なる業者が履行する場合は、管制室を2社が使用することとなり、交通規制に係る準備や関係機関との連絡・調整が煩雑になるほか、トンネル内で事故が発生した際、別委託による対応となるのか、本委託による対応となるのか、混乱が生じる恐れがある。

また、別委託の受注者であれば、現場状況を把握しており、速やかに作業着手できるとともに、人員機材等を統一し、効率的な作業を行うことで安全で円滑な作業実施が可能となるほか、通行規制に際し年間契約の中で配置している車両を使用することができる。

従って、本業務を別委託の受注者と異なる業者へ履行させると、本市にとって不利になると考えられ、別委託の受注者であるアイテック株式会社が本業務を実施すると、別委託への影響を最小限に留め、本業務を円滑かつ安価で実施できる。

以上の理由により、「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6（4）」に該当するため、本委託は別委託の受注者であるアイテック株式会社と随意契約を締結する。

（参考）関連工事等の概要

【関連工事】

工事名：トンネル照明更新工事（高速道路1号線）（その3）

施工場所：稲荷山トンネル（下り線）

工期：令和7年5月24日から令和8年3月13日まで

工事概要：照明設備の更新

請負業者：五島・関西シグナル特定建設工事共同企業体

【別委託】

業務名：トンネル管制等業務委託

履行場所：京都市道高速道路1号線

履行期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

委託概要：日常の道路巡回、異常時の対応、集中工事に伴う道路管制・交通規制

請負業者：アイテック株式会社

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
(単価契約)道路凍結防止剤散布業務委託(西部土木みどり事務所)
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地
公成・吉田地域維持型建設共同企業体
代表者 公成建設株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(予定総額)11,119,790円
- 7 契約内容
本業務は、京都府北部と市内中心部を結ぶ幹線道路である一般国道162号(右京区梅ヶ畑西ノ畑町〔市バス高雄停留所〕～右京区梅ヶ畑亀石町〔梅ヶ畑29号線交差点〕)及び京都市と南丹市を結ぶ主要府道京都日吉美山線(嵯峨鳥居本仙翁町〔清滝鳥居本線交差点〕～国道477号〔市界〕)の凍結防止剤散布を行うことにより、路面凍結によるスリップ事故等を未然に防ぎ、安全な通行を確保するものである。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
凍結防止剤散布における待機命令及び出動指示は、気象情報等により本市が行うが、本市からの待機命令及び出動指示に対し、夜間・休日に関わらず、常時作業体制を維持し、迅速に作業を行う必要がある。
このため、凍結防止剤散布路線や、その近くに作業基地を確保でき、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、凍結防止剤散布作業に際して、当該地域の地形状況・路面状況に習熟している業者を選定する必要がある。
上記の厳しい条件をすべて満足し、迅速かつ安全・確実に凍結防止剤散布作業を行うことができるのは、本作業区間内の右京区梅ヶ畑中嶋町に作業基地を確保でき、長年、西部土木事務所管内の緊急業者として、管内の気象状況や路面状況を熟知し、凍結防止剤散布の経験もある公成建設株式会社に限られるため、本業務を同社に随意契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本作業区間内の右京区梅ヶ畑中嶋町に作業基地を確保でき、長年、西部土木事務所管内の緊急業者として、管内の気象状況や路面状況を熟知し、凍結防止剤散布の経験もある公成建設株式会社に限られるため、本業務を同社に随意契約するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（西部土木みどり事務所管内）（その１３）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和８年２月３日
- 4 履行期間
令和８年２月３日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通西洞院入小柳町518番地
公成・吉田地域維持型建設共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
４，９８３，０００円
- 7 契約内容
国道１６２号において、清滝川に面する道路石積擁壁の破損が発生したことから、一般交通の安全を確保するため、道路石積擁壁の応急復旧工事を実施するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
緊急工事にて道路石積擁壁補修工事を行う必要があり、入札手続きを経る期間がないため、（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事（西部土木みどり事務所）に係る「緊急工事に関する特約事項」により、公成・吉田地域維持型建設共同企業体に緊急工事を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪業務委託（京北地域他）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和 7 年 1 1 月 2 8 日
- 4 履行期間
令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市右京区京北周山町上寺田 1－1 商号：京北町建設業協同組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 2 6, 2 2 7, 6 3 0 円
- 7 契約内容
道路除雪業務委託（京北地域他）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業は早朝から（通常午前 4 時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前 5 時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、約 1 5 5 k m に及ぶ路線を確実に除雪することができるのは、京北地域内の 1 6 社で構成され、京北地域の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪業務委託（広河原地域）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市左京区静海市原町723-1-1F 商号：株式会社古原建設
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）15,805,900円
- 7 契約内容
道路除雪業務委託（広河原地域）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。
このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たすのは、花脊地域内に除雪基地を有し、広河原地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪業務委託（久多地域）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市北区紫竹下本町19-1 商号：株式会社堂森組
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,683,510円
- 7 契約内容
道路除雪業務委託（久多地域）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。
このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、確実に除雪することができるのは、久多地域内に除雪基地を有し、久多地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪業務委託（花脊北部地域）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市左京区花脊別所町176番地 商号：株式会社花背森口建設
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,052,770円
- 7 契約内容
道路除雪業務委託（花脊北部地域）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。
このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、確実に除雪することができるのは、花脊地域内に除雪基地を有し、花脊北部地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪業務委託（花脊南部地域）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市左京区花脊別所町576 商号：藤井建設
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）4,891,700円
- 7 契約内容
道路除雪業務委託（花脊南部地域）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。
このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、確実に除雪することができるのは、花脊地域内に除雪基地を有し、花脊南部地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪業務委託（花脊峠地域）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市左京区花脊別所町771番地 商号：藤井産業
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）4,307,710円
- 7 契約内容
道路除雪業務委託（花脊峠地域）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業は早朝から（通常午前4時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前5時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。
このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に除雪機械及び除雪基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、迅速かつ安全・確実に除雪することができるのは、花脊地域内に除雪基地を有し、花脊峠地域内の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路除雪業務委託（京北自治振興会）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和7年11月28日
- 4 履行期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市右京区京北周山町上寺田1－1 商号：京北自治振興会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）19,127,350円
- 7 契約内容
道路除雪業務委託（京北自治振興会）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業は早朝から（通常午前5時ごろ）求められ、通勤・通学時の交通を確保するため、常時作業体制を敷いている必要がある。
このためには、積雪により通行が困難となっている地域の中に居住し、即時作業開始が可能な者でなければならない。また、除雪作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があるため、当該地域の路面状況・除雪業務に習熟している者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、確実に除雪することができるのは、これまでから生活道路の除雪を行っている除雪作業団体を統括できる、京北管内の市民で組織する京北自治振興会以外にないため。
- 9 根拠法令
☒地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路凍結防止剤散布業務委託（京北地域他）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和 7 年 1 1 月 2 8 日
- 4 履行期間
令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市右京区京北周山町上寺田 1－1 商号：京北町建設業協同組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 1 8, 5 2 0, 8 1 0 円
- 7 契約内容
道路凍結防止剤散布業務委託（京北地域他）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作業は早朝から（通常午前 4 時から出動指示を発する）となり、通勤・通学時の交通を確保するためには概ね午前 5 時には作業を開始していることが求められるほか、本市からの待機命令及び出動指示に備えて夜間・休日に関わらず常時作業体制を敷いている必要がある。このためには、路面凍結により通行が困難となっている地域の中に散布基地を有し、出動指示から即時作業開始が可能な業者でなければならない。また、散布作業に際して目視が困難な路上の突起や道路付属物などの様々な障害物を損傷することなく安全・迅速に作業を進めていく必要があることから、当該地域の路面状況・凍結防止剤散布業務に習熟している業者を選定する必要がある。これらの厳しい条件をすべて満たし、約 1 0 4 k m に及ぶ道路に確実に凍結防止剤を散布することができるのは、京北地域内の 1 6 社で構成され、京北地域の自然状況や地理的状況を熟知している当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（京北・左京山間部土木みどり事務所管内）準用河川 蛸谷川(07-002)
- 2 担当所属名
建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和８年１月２７日
- 4 履行期間
令和８年１月２７日から令和８年３月１３日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所：京都市右京区京北下弓削町神楽田１番地３ 商号：京北・金山地域維持型建設共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
２，９８１，０００円
- 7 契約内容
道路除雪業務委託（京北地域他）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、準用河川蛸谷川において、降雨による土砂が堆積し、流下能力に支障が生じ危険なため、早急に土砂を撤去し、安全な流下能力を確保するものである。
本来なら、入札による業者決定を経て実施するべきであるが、以上の理由から喫緊の対応が必要である。そのため、「緊急工事に関する特約事項」に基づき処理するものである。
- 9 根拠法令
☒地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号)
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 7年度

工 事 場 所 京都市右京区京北中地町蛸谷口 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 緊急工事（京北・左京山間部土木みどり事務所管内）

準用河川 蛸谷川(07-002)

工 期 契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで

事 業 課（所）名 京北・左京山間部土木みどり事務所

京都市 建設局

工 事 概 要

崩土撤去				m3	120

施 工 理 由

本件は豪雨により発生した土砂を撤去するものである。

		設 計 額
工 事 費		2,981,000 円
内 訳	工 事 価 格	2,710,000 円
	消 費 税 相 当 額	271,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（京北・左京山間部土木みどり事務所管内） 準用河川 蛸谷川(07-002)			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
道路維持	式	1	1,449,920		
道路土工	式	1	1,378,920		
掘削工	式	1	742,560	掘削	120 m3
				土質:土砂, 施工方法:現場制約あり	
残土処理工	式	1	636,360	土砂等運搬	120 m3
				土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	
				残土等処分	120 m3
仮設工	式	1	71,000		
交通管理工	式	1	71,000	交通誘導警備員	5 人日
直接工事費	式	1	1,449,920		
共通仮設	式	1	136,000		
共通仮設費（率計上）	式	1	136,000		
純工事費	式	1	1,585,920		
現場管理費	式	1	647,000		
工事原価	式	1	2,232,920		
一般管理費等	式	1	477,080		
工事価格	式	1	2,710,000		
消費税額及び地方消費税額	式	1	271,000		
工事費計	式	1	2,981,000		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その１２）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部西京土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和８年１月２６日
- 4 履行期間
令和８年１月２６日から令和８年３月１９日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽奈須野町３３番地
豊川・光竜地域維持型建設共同企業体 代表者 豊川工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
３，５１７，８００円
- 7 契約内容
一般市道 大枝４０号線において、雨水枡の内壁に多数の破損が確認されたため、道路の安全を確保するため、緊急に補修工事を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、一般市道 大枝４０号線において、雨水枡の内壁に多数の破損が確認され、これ以上損傷が進行した場合、道路陥没等の恐れがあり、早急に対策を実施する必要がある緊急を要する事案であることから、入札手続きを経ず、令和７年度（単価契約）公共土木施設補修等工事（西京土木みどり事務所）に係る「緊急工事に関する特約条項」に基づき、豊川・光竜地域維持型建設共同企業体に緊急工事を随意契約するものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 7年度

工 事 場 所 京都市西京区大枝沓掛町地内

路線名又は河川名等 一般市道大枝 4 0 号線

工 事 名 緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その 1 2）

工 期 契約日の翌日から令和 8年 3月19日まで

事 業 課（所）名 西京土木みどり事務所

京都市 建設局

工 事 概 要

雨水枡改修工				箇所	1

施 工 理 由

本工事は、雨水枡の内壁に多数の破損が確認されたことから、道路の安全を確保するため、緊急の補修工事を実施するものである。

		設 計 額
工 事 費		3,542,000 円
内 訳	工 事 価 格	3,220,000 円
	消 費 税 相 当 額	322,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

京都市

積算内訳書（本01）

工事名	緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その１２）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
道路修繕		式	1	412,080	
工場製作工		式	1	412,080	
鋼材製作費		式	1	412,080	鋼材製作費 240 kg
工場純工事費		式	1	412,080	
工場管理費		式	1	138,046	
（工場製作原価）		式	1	550,126	
道路修繕		式	1	894,760	
排水構造物工		式	1	823,760	
雨水桝改修工		式	1	823,760	雨水桝改修工 1 箇所 雨水桝上部改修工 1 箇所
仮設工		式	1	71,000	
交通管理工		式	1	71,000	交通誘導警備員 B 5 人日
直接工事費		式	1	894,760	
共通仮設		式	1	299,000	
共通仮設費（率計上）		式	1	299,000	
純工事費		式	1	1,193,760	
現場管理費		式	1	864,000	
（現場原価）		式	1	2,057,760	
工事原価		式	1	2,607,886	

積算内訳書 (本01)

工事名	緊急工事（西京土木みどり事務所管内）（その１２）			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕
工事区分・工種・種別		単位	数量	金額	細別内訳
一般管理費等		式	1	612,114	
工事価格		式	1	3,220,000	
消費税額及び地方消費税額		式	1	322,000	
工事費計		式	1	3,542,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持作業（堤防除草） 近畿地方整備局淀川河川事務所伏見出張所管内（その１）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日
（当 初）令和７年５月１６日
（変更後）令和８年２月２５日
- 4 履行期間
令和７年５月１７日から令和８年３月１３日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区淀池上町２９番地
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）２０，３５０，０００円
（変更後）２０，１９６，０００円
- 7 契約内容
堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
近畿地方整備局発注工事の施工範囲を除くこととなったため、山科川左岸堤防道路の除草及び散在塵芥処理面積を変更した。また、散在塵芥処理については、一時的に保管が必要な塵芥が発生したため、搬入先を変更することとし、その処分費を非計上とした。更に、出来形数量の精算を行った。以上の理由により、減額の設計変更を行うものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。

本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。

そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持作業（堤防除草） 近畿地方整備局淀川河川事務所伏見出張所管内（その２）
- 2 担当所属名
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日
（当 初）令和７年５月１６日
（変更後）令和８年２月２５日
- 4 履行期間
令和７年５月１７日から令和８年３月１３日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区淀池上町２９番地
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）２，９７０，０００円
（変更後）２，９４９，１００円
- 7 契約内容
堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
散在塵芥処理について、一時的に保管が必要な塵芥が発生したため、搬入先を変更することとし、その処分費を非計上とした。また、出来形数量の精算を行った。以上の理由により、減額の設計変更を行うものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、

各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。

そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 桂川出張所管内
- 2 担当所属名
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日
（当 初）令和7年5月7日
（変更後）令和8年2月20日
- 4 履行期間
令和7年5月8日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区大原野小塩町842番地
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当 初）6,894,800円
（変更後）6,957,500円
- 7 契約内容
堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
除草等面積が増加したことによる増額。また、除草処分量が当初想定よりも多かったことによる増額の変更を行った。以上の理由により、増額変更を行うものである。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。

そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度 油小路共同溝維持管理業務委託
- 2 担当所属名
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日
令和8年2月2日
- 4 履行期間
令和8年2月3日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地 四条SETビル1F
ホーチキ株式会社関西支店 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
13,310,000円
- 7 契約内容
油小路共同溝洞道に設置されているガス検知警報装置機器等に故障、不具合等が発見されたことから、詳細な点検を行い、整備等の維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
油小路共同溝は、一般市道油小路通地下に設置された共同溝施設であり、電気東E1洞道、電気西E2洞道、NTT・水道洞道、ガス洞道の4本の洞道が設置されている。
本業務は、定期点検において、洞道に設置されているガス検知警報装置機器等に故障、不具合等が発見されたことから、詳細な点検を行い、整備等の維持管理を行うものである。
本共同溝の設備は設置メーカーが特別に設計したものであり、保守点検業務も当該設置メーカーが行っている。一般競争入札により他業者が本業務を実施した場合、整備を行うことはできるが、他の設備、システムと連携しているか確認することができないため、当該設置メーカー以外では責任の所在が不明確となる。そのため、当該設置メーカーであるホーチキ株式会社に委託を行うものである。
見積合せにあたり、同社と価格交渉を実施したが、これを下回る見積価格の提示は不可能との回答を得たため、当該価格において同社と委託契約を締結する。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他